

狭山市産業労働センター指定管理者業務に関する質問への回答

| No. | 資料名称 | 該当頁 | 項目 | 質問内容 | 回答 |
|-----|-------------------|-----|--------------------------|--|---|
| 1 | 業務仕様書 | 8 | 第12 業務内容及び基準 7 就労支援業務 | 就労支援業務の個別相談に記載のある、「キャリアカウンセラー等、専門的な知識を有する人員」とは、有資格者を指し、その者が「週21時間以上」の相談対応を行うという意味でしょうか？ | 相談業務は、キャリアカウンセラー等の資格保有者に限らず、就労に関する相談実績があるなど、知識や経験のある方が、所定の相談対応にあたってください。 |
| 2 | 様式6-3 指定申請確約書(役員) | - | - | 当所は団体の性質上、法人登記上は、代表者のみの登記となっている。様式6-3において、確約する兼業の禁止については、登記上の役員のみでよいのか？それとも、未登記ではあるが、「理事」や「監事」なども含めて様式6-3の確約書を提出する必要があるのか？ | 狭山市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年条例第3号)第4条第1項において、「本市の市長、副市長、教育委員会教育長及び市議会の議員並びにこれらの者の親族は、指定管理者の指定を受けようとする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人又は団体の役員若しくはこれに準ずべき者たることができない。」と規定されていることから、登記の有無に限らず、法人等の定款や事業報告書、役員名簿等、提出書類の中で登記外の役員の方が確認できる場合には、それらの方も含め、確約書の提出をお願いします。 |
| 3 | 業務仕様書 | 16 | 第20 利用料金制度 | 指定管理料の返金について ① 利用料収入が想定より上回り、他の自主事業以外の支出に補填したとして、それでも利益が出た場合、その金額を満額返金しなくてはなりませんでしょうか。 ② あるいは、自主事業における経費に充当することは可能でしょうか。(あくまで会計は分けるため、自主事業会計では営業外収入的な考え) | ① 指定管理料のうち、会計年度末の精算の対象となるものは、修繕料、備品購入費及びビジネスサポートセンター業務に係る経費であり、利用料金収入は指定管理者自身の収入とすることができるものであり、利益分を市に戻入する必要はありません。 ② 利用料金収入によって生じた利益分を営業外収入として自主事業会計に計上することは、差し支えありません。 |
| 4 | 業務仕様書 | 16 | 第20 利用料金制度 | 利用料収入について ① 参考資料より、3. 収入資料があり、1及び4に減免料が支出として計上されているが、この収入は減免を考慮しなかった場合(つまり正規料金)の貸室等の収入という認識でよろしいでしょうか。 | ご認識のとおりです。 |
| 5 | 業務仕様書 | 14 | 第17 職員の配置 | 兼務について ① 産業労働センター及びビジネスサポートセンターの要員(それぞれの責任者を除く)の兼務は可能でしょうか。 | 双方で従事する業務の知識や経験を兼ね備えている方であれば、兼務することも差し支えありません。 |
| 6 | 業務仕様書 | 5 | 第12 業務内容及び基準 | 労働時間について ① 就労支援業務(週21時間)及び内職相談(週8時間)について、日数、曜日、時間の指定はないという認識でよろしいでしょうか。 | 「第3 利用時間等」に記載している休業日を除き、利用時間内であれば指定はありません。 |
| 7 | 業務仕様書 | 13 | 第14 自主事業 | 施設外利用について ① 例えばスカイテラス全体共用部、駅前広場等を活用した自主事業は可能でしょうか。 | 「第12 業務内容及び基準 - 6 連絡調整業務」を踏まえ、1街区団地管理組合や市民交流センターとの連携を図る中で、事業を実施することは可能です。 |
| 8 | 業務仕様書 | 2 | 第3 利用時間等 | 開館時間について ① 貸室の予約がない日でも、22時まで開館してはならないでしょうか。 ② あるいは、一部のみ利用可能などの制限はできますでしょうか。 | 条例上、「センターの利用時間は、午前8時30分(施設等の利用にあつては、午前9時)から午後10時までとする。ただし、市長は、事情によりこれを変更することができる。」としています。 |

| | | | | | |
|----|-----------|----|-----------------------------------|--|---|
| 9 | 業務仕様書 | 19 | 第30 協議 | ① 職員・委託先等への駐車場はありますでしょうか。ある場合は有料・無料でしょうか。 ② 用途を変更しても、若者サポートステーション内にあるPC等の什器を継続して使用することができますでしょうか。 | ① 当施設の駐車場はありません。 ② 若者サポートステーション内のPC等は、現指定管理者の所有に帰属する備品であるため、継続して使用することはできません。 |
| 10 | 業務仕様書 別紙3 | - | 2 昇降機保守点検業務(エレベーター・エスカレーター) | 昇降機保守は現在メーカーPOG契約若しくはメーカーフルメンテナンス契約でしょうか。 指定はございますでしょうか。 | 現在は、メーカーフルメンテナンス契約で実施しています。 次期指定管理者業務にあっても、メーカーフルメンテナンス契約により実施してください。 |
| 11 | 業務仕様書 | 5 | 第12 業務内容及び基準 1 管理運営体制の整備に関する業務 | 管理運営全体を統括する責任者を1名配置するとともに、各業務を円滑かつ確実に実施するために必要な資格や専門知識、経験有する人員を的確に配置すること。 → 22時までの利用時間となっていますが、17時以降の人員配置は行わなくてよろしいでしょうか？ | 夜間時間帯に常駐することは定めていませんが、緊急時等に責任者と連絡を取り、速やかに対応できる体制を常時確保してください。 |
| 12 | 業務仕様書 別紙3 | - | 8 自家用電気工作物保守点検業務 | ・受変電設備容量(KVA) ・非常用発電機容量(KW) ・太陽光発電の有無 ・ケーブル・受変電設備の製造年月日(経過年数) ・PAS・UGSの有無 ・年次点検の可能実施時間 上記をご教示ください。 | ・受変電設備容量(kVA) → 【電灯100kVA×1、動力150kVA×1】 ・非常用発電機容量(kW) → 【無】 ・太陽光発電の有無 → 【無】 ・ケーブル・受変電設備の製造年月日(経過年数) → 【14年経過】 ・PAS・UGSの有無 → 【UGS有(東電キャビネット内)】 ・年次点検の可能実施時間 → 【年次計画で保守点検日として設定】 |
| 13 | 業務仕様書 別紙3 | - | 3 清掃業務 | 窓清掃に関しまして、以下、ご教示ください。 ① 窓清掃の範囲(内側・外側) ② 窓の面積 | ① 内側・外側の両面に実施してください。 ② 別添の「【参考】建具数量一覧表(狭山市産業労働センター)」及び「【参考】建具設置図(狭山市産業労働センター)」をご参照ください。 |
| 14 | 業務仕様書 | 16 | 第22 賠償責任と保険の加入 2 保険の加入 | 「市が加入している市民総合賠償保険の賠償額を超える保険に加入すること」とありますが、具体的な指定加入項目はございますでしょうか。 | 具体的な指定加入項目はありませんが、市民総合賠償補償保険の補償限度額は以下のとおりです。 身体賠償：1名につき1億5千万円、1事故につき15億円 財物賠償：1事故につき2千万円 |
| 15 | 業務仕様書 | 15 | 第19 管理運営に係る経費 2 予算の執行(7) | 様式4、4-2への積算金額は消費税10%込みの積算を行えばよろしいでしょうか。 | ご認識のとおりです。 |
| 16 | 募集要項 | 2 | 第4 資格要件 1(3) | 指定管理者への企画・助言、それに伴う業務を行うものは構成団体に該当せず、出資比率や責任比率の負担はないとの理解でよろしいでしょうか。 | ご認識のとおりです。 |
| 17 | 様式1 指定申請書 | - | 様式1-2、様式1-3、様式1-4 | 指定管理者への企画・助言、それに伴う業務を行うものは、「協力団体」として企業名を記載してもよろしいでしょうか。 | 差し支えありません。 |
| 18 | 様式2 事業計画書 | - | - | 提案事業に関する内容はどこに記載すればよろしいでしょうか？「3. 狭山市産業労働センターの事業について(1)指定期間を実施する事業の概要と取り組み方」に記載する形でしょうか？ | 提案事業に関する内容である旨を明示の上、当該箇所に記載してください。 |
| 19 | 様式4 収支予算書 | - | - | 提案事業の提案金額はどこに記載すればよろしいでしょうか。 | 「収支予算書【様式4、4-2】」を修正し、「提案事業費」の欄を設けましたので、こちらに記載してください。 |
| 20 | 様式4 収支予算書 | - | - | 提案事業の提案金額の見積内訳はどこに記載すればよろしいでしょうか。 | 収支予算書【様式4-2】の「提案事業費」備考欄に記載してください。 |

| | | | | | |
|----|-------|---|--------------------------------|---|--|
| 21 | 業務仕様書 | 6 | 第12 業務内容及び基準 4 貸室及び利用料金徴収業務 | 「産業・観光情報サテライト」は、現状の貸室としての利用ではなく、提案事業に活用する目的でも利用することは可能でしょうか？貸室としての利用が必須の場合は、提案事業への活用と併用することは可能でしょうか？ | 提案事業に活用することは可能ですが、業務仕様書「第13 提案事業」の内容に照らし、個別具体的に判断します。 |
| 22 | 業務仕様書 | 6 | 第12 業務内容及び基準 4 貸室及び利用料金徴収業務 | 貸室(多目的スペース、異業種交流スペース)を提案事業のためのイベント等に指定管理者が利用することは可能でしょうか？利用可能な場合、利用料の扱いはどのようになりますでしょうか？ | 提案事業のためのイベント等に利用することは可能です。その場合、使用料減免の取扱いとなります。 |
| 23 | 参考資料 | - | 3. 収入資料 | 「産業・観光情報サテライト」は令和3年度以降の収入がありませんが、実質貸出をしていないという認識で合っていますでしょうか？今後「産業・観光情報サテライト」は貸室として貸し出すことが必須でしょうか？ (補足:1つ目の質問と重複して恐縮ですが、「産業・観光情報サテライト」の現状の貸出状況についてお伺いしたく存じます。) | 現状は、年間の大半を、現指定管理者の提案事業として利用しており、その他の貸出しは直近5年間で1件でした。貸室としての貸出しについては、No.21と同様です。 |